

土木系学生によるコンクリートカヌー大会 大会規程

～ ①大会運営規程（2022.5.26 改訂） ～

※第26回はプレゼン大会であるため、第25回からの改訂箇所を赤字で示します。

- (1) カヌーの製作は「コンクリートカヌー製作規程」、レースの詳細は「土木系学生によるコンクリートカヌー大会注意事項」に示すものとする。
- (2) 集合は9時20分とする
- (3) 大会に参加できるチーム数は、各部門（大学の部／高校の部）について、1校あたり2チームまでとする。
- (4) 表彰は総合点の1位、2位、3位と競漕の部1位（高校の部、大学の部）、技術賞（高校の部、大学の部）、特別賞とする。競漕の部の選考対象から、総合点で表彰されたチームを除外する。詳細は末尾の「配点および表彰に関する規程改定について」を参考とする。
- (5) 総合点はレースによる得点と競技開催10日前までに提出された事前審査資料の評価点の合計で順位を決定する。事前審査資料の作成は、「審査資料作成要領」に従うものとする。
- (6) レースによる得点は以下の通りとする。
1位 50点、2位 45点、3位 40点、4位 35点、5位 30点、6位 25点、7位20点
(決勝戦での未完走チームは、一律20点とする。)
準決勝敗退（ただし完走）15点
- (7) 事前審査資料の評価点は事前に支部幹事長、広報部会主査、広報部会幹事の中から複数人で採点する。採点は、高校の部、大学（短大、高専、専門学校を含む）の部毎とし、事前審査資料の内容により最高50点、最低10点とする。なお、評価項目は“構造上の工夫”、“使用材料の工夫”、“製作過程の工夫”、“艇の出来栄え”で、各項目5点満点とし、採点者全員の合計点により順位を決定する。1位50点、最下位10点とし、中途は順位に応じて配点する。（例えば、採点対象30チームに対して、10位の場合は38点）
さらに、コンクリートとしてのカヌーに近づく「要件」を満たすカヌーについては、評価点付与後に所定の点数を追加で付与する。要件および点数の詳細は、末尾の「配点および表彰に関する規程改定について」を参考とする。
- (8) 期日までに事前審査資料が支部事務局に届かなかった場合は、事前審査資料の評価点は0点とし、上記の(6)の採点対象としない。また、所定のページ数を超過したチームは5点を減点する。
- (9) 競技当日のレース開始前に、参加各艇が「コンクリートカヌー製作規程」を満足していることを確認するための審査を行う。規程に違反したチームには、規程一項目の違反につき5点の減点を行う。審査時に「カヌー製作規程チェックシート」を事前記入して提出しなかったチームは1点の減点を行う。安全（沈まないための浮力体）や環境（沈んだ場合の引き上げ対策としてブイと引上げ金具）など大会運営に対して違反が認められる場合は、レースへの出場を停止する。
- (10) 集合時間に間に合わない場合は、事前審査資料の評価点を0点とする。ただし、カヌーに違反が認められない場合は、レースの出場は可能とする。

- (11) 競漕の部は、基本的にはレースによる得点のみで順位を決定する。ただし、競漕の部での表彰対象（高校・大学）の中で決勝進出チームが無かった場合は準決勝の順位で決定する。
- (12) 技術賞は各チーム当日持参のA2サイズのプレゼンテーションパネル（「審査資料作成要領」に従い作成）の得票数（参加チームと関東支部の幹事による記名投票。なお、参加チームは自分以外のチームに投票するものとする。）と事前審査資料の評価点を総合して、高校の部、大学（短大、高専、専門学校を含む）の部それぞれ1チームを決定する。
- (13) 特別賞は、ものづくりの楽しさをキーワードに、実際のカヌー、チームワークを見て決定する。
- (14) カヌー乗船時はライフジャケットの着用およびウォーターシューズなどの靴の着用を義務付ける。また、水中に入るものについてもウォーターシューズなどの靴の着用を義務付ける。なお、指定した時間外の練習は禁止する。これに違反したチームは失格とする。
- (15) 参加チームには土木学会関東支部より参加証明書を発行する。
- (16) レース中、故意に他のカヌーの進行を妨害した場合、および危険とみなされる行為を行った場合は失格とする。
- また、決勝戦でターンの方向を正しく行わなかった場合は、決勝戦での順位を最下位とする。

◆配点および表彰に関する規程改定について

- ① 土木系学生によるものづくりの観点に立ちかえり、コンクリートとしてのカヌーに近づく「要件」を満たす場合には、50点満点の審査評価点付与後に所定の点数を追加で付与する。

【要件の項目および付与する点数の一覧】

- ・粗骨材^(※)を使用かつ細骨材率 s/a を50%以下とし、
骨材の絶対容積が全体の50%以上となっている場合 20点追加
- ・ネット状の補強材^(**)を用いない場合 5点追加
- ・カヌー重量が100kg以上の場合 3点追加
- ・カヌーの部材厚が全て3cm以上とした場合 2点追加

※粗骨材とは5mm以上の骨材が重量で85%以上含まれる骨材とする。

※※ネット状の補強材とはいわゆるコンクリート補強製品としてのネットだけでなくネットの形状をしたものを補強材として用いた場合「ネット状の補強材」とみなすこととする。

- ② 多くのチームにもものづくりの楽しさを実感してもらう観点から、競漕の部の選考対象から、総合点で表彰されたチーム（1位、2位、3位）を除外する。